

「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」開催要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく重要事項説明及び契約に際して義務付けられている書面交付におけるITの活用方策について、そのあり方や課題への対応策を検討することを目的とする。

（構成）

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

（会議）

第4条 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会、配布資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、座長が認めるときは非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産課に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」委員名簿

- ・ 熊谷 則一 弁護士
- ・ 小林 勇 (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 政策推進委員会 委員長
- ・ 小山 浩志 (一社) 全国住宅産業協会 総務委員会 委員長
- ・ 沢田 登志子 (一社) ECネットワーク 理事
- ・ 杉谷 陽子 上智大学 経済学部 准教授
- ・ 関 聡司 (一社) 新経済連盟 事務局長
- ・ 宗 健 (株) リクルート住まいカンパニー 住まい研究所 所長
- ・ 田中 健 東京都 都市整備局 住宅政策推進部 適正取引促進担当課長
- ・ 土田 あつ子 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費生活研究所 主任研究員
- ・ 中川 雅之 日本大学 経済学部 教授
- ・ 中村 裕昌 (公社) 全日本不動産協会 専務理事
- ・ 村川 隆生 (一財) 不動産適正取引推進機構 調査研究部 上席主任研究員
- ・ 本橋 武彰 (一社) 不動産流通経営協会 運営委員会 委員
- ・ 森川 誠 (一社) 不動産協会 事務局長

(オブザーバー)

- ・ 内閣官房 IT総合戦略室
- ・ (公財) 不動産流通近代化センター

(委員名は五十音順)